

細江コミュニティセンター利用方法について

細江コミュニティセンターの利用方法が、平成 26 年 11 月 1 日から一部変更になります。

1. 使用料納入方法について

(1) 使用料の納入方法

- ア 使用申請時に、受付窓口で使用料を計算し、納入通知書を発行します。
- イ 使用料金は、納入期限までに市出納窓口又は指定の金融機関でお支払いください。納入期限は、原則として施設利用の 3 日前とします。

(2) 使用予約のキャンセルについて

- ア 使用日の 2 日前までにキャンセルを申し出た場合は、使用日の振替又は使用料の還付が可能です。還付額は、使用料の半額となります。
- イ それぞれの手続方法については、キャンセル受付時に説明します。

2 夜間時間帯の施設使用について

(1) 夜間時間帯の施設使用

- ア 17 時以降の夜間時間帯に施設を使用する際は、各団体に鍵の開錠施錠をしていただきます。
- イ 体育室の照明やカーテンの操作も、使用団体をお願いします。操作方法は体育室に掲示しています。
- ウ 21 時の閉館アナウンスと最終の戸締り確認は管理者が実施します。
- エ 夜間の駐車場は周囲に十分お気を付けください。混雑時はハローワーク榛原の駐車場もご利用いただけます。
- オ 夜間使用時にお気づきの点があれば、退館時に連絡用紙へ記入してください。

(2) 鍵の受取方法

- ア 使用当日、センター及び使用施設入口の鍵を借りてください。鍵の受取時間帯及び受取場所は次のとおりです。

受取時間帯	受取場所
午後 5 時まで	細江コミュニティセンター受付窓口
午後 5 時以降	牧之原市役所榛原庁舎警備員室

(3) 玄関の開錠方法

- ア 午後 5 時以降はセンター及び各施設の入口を施錠しておりますので、事前に借りた鍵で開錠してください。
- イ 正面玄関の自動ドアも停止しますので、センターへの出入りは正面玄関右側の扉を使用してください。
- ウ 施設使用中は、センター入口の鍵は開けておいてください。

(4) 使用後の施錠方法

- ア 使用終了後、施設の入口や窓の戸締り、空調電源のOFF、消灯をお願いします。ただし、使用終了時に他団体が使用している場合は不要です。
- イ 退館時にセンター入口付近にある鍵管理表を記入し、センター入口を施錠してください。ただし、鍵管理表記入時に他団体が館内に残っているとわかる場合は、センター入口の施錠は不要です。
- ウ センター受付窓口で鍵を借りた使用者は、退館時に正面玄関脇にある返却口へ鍵を入れてください。市役所榛原庁舎警備員室で鍵を借りた利用者は、当日中に同室へ返却をお願いします。

(5) 使用のキャンセルについて

- ア 夜間の使用をキャンセルする場合は、当日午後5時までに細江コミュニティセンターへ連絡をお願いします（電話番号：0548-22-7210）。
- イ 当日昼間に鍵を借りたものの、午後5時以降に急遽使用をキャンセルすることになった場合は、なるべく当日中の鍵の返却をお願いしますが、難しい場合は翌日返却をお願いします。

(6) 緊急連絡先

- ア 夜間利用時に緊急事態が発生した場合は、次の番号へ連絡をお願いします。
 - ① 090-4441-6079（細江区：坂井）

3 体育室の昼間時間帯使用料について

(1) 体育室の昼間時間帯使用料

- ア 午前8時30分から午後5時までの昼間時間帯の使用料は無料です。
- イ 昼間時間帯であっても、照明施設を使用した場合は、夜間時間帯の使用料と同額とします。
- ウ 昼間時間帯で申請時に照明施設を使用するか未定の場合は、申請書備考欄にその旨を記入してください。実際に使用した場合に料金をいただきます。

(2) 施設予約の注意事項

- ア 体育室の使用は、原則としてスポーツのみとします。
- イ 一団体が空いている日を見ず無秩序に予約し、後でキャンセルが続くと他の使用希望団体に迷惑がかかりますので、良識ある申請をお願いします。

問い合わせ先

牧之原市役所管理情報課 電話：0542-23-0055

細江コミュニティセンター 電話：0548-22-7210